

「死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部を改正する省令」
の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 3 年 6 月 2 8 日
厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室

今般制定した「死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部を改正する省令」については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 39 条第 4 項第 8 号に該当することから、法第 39 条第 1 項に規定する意見公募手続を実施しなかったため、その旨御報告します。